

福岡県公報

平成二十六年三月十一日
第三千五百七十八号
増刊
①

目次

教育委員会

○福岡県教育委員会臨時職員規程の一部を改正する訓令（教育庁総務課）……………

選挙管理委員会

○長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正

（市町村支援課）……………

教員委員会

福岡県教育委員会訓令第二号

福岡県教育委員会臨時職員規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年三月十一日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会臨時職員規程の一部を改正する訓令

福岡県教育委員会臨時職員規程（昭和四十二年十二月福岡県教育委員会訓令第四号）

の一部を次のように改正する。

別表中

本 庁

出先機関

職員が、その養育する中学校就学の始期

に達するまでの子（当該職員の配偶者の

子を含む。以下同じ。）の看護（負傷し

、若しくは疾病にかかったその子の世話

を行うこと又は疾病の予防を図るために

その子に予防接種若しくは健康診断を受

けさせることをいう。）のため勤務しな

いことが相当であると認められるとき。

一の年において五日（その養育す

る中学校就学の始期に達するまで

の子が二人以上の場合にあっては

、十日）の範囲内の期間

を

に改め、同

の期間

一 中学校就学の始期に達する

までの子 五日（その養育す

る中学校就学の始期に達する

までの子が二人以上の場合に

あつては、十日）

二 前号に掲げる子以外の子

三日（その養育する前号に掲

げる子以外の子が二人以上の

場合にあっては、六日）

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第二十六号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定（昭和四十五年八月福岡県選挙管理委員会告示第二十三号）の一部を次のように改正する。

表備考中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 この表中「学校等が実施する行事」とは、保育所、幼稚園、小学校及び中学校が

実施する入学（園）式、卒業（園）式、家庭訪問、授業（保育）参観、運動会、学

芸会その他これらに類するものをいう。

附 則

この訓令は、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年三月十一日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

一 病院 中央区の項中

国家公務員等共済組合連合会浜の町病院

〳
〳
舞鶴三丁目五番二七号

を

浜の町病院

〳
〳
長浜三―三―一

に改め、大牟田

市の項中

永田整形外科病院

〳
原山町一番地の一

を

永田整形外科病院

〳
不知火町一―六―三

に改め、糟屋郡

の項中

福岡青洲会病院

〳
〳
長者原沼ノ内八〇〇―一

を

福岡青洲会病院

〳
〳
長者原西四―十一―八

に改める。